

川崎市知的財産戦略

— 2018（平成30）年度～2025（平成37）年度 —

多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれる
「オープンイノベーション都市かわさき」の実現

はじめに

本市では、平成20年2月に知的財産を活用した産業振興の方向性とその実現に向けた「川崎市知的財産戦略及び推進プログラム」を策定いたしました。本戦略に基づいて、多くの研究機関の立地や優れた技術力を持つ中小企業の集積など、本市の優位性を活かし、知的財産の創造・保護・活用の好循環を生み出していくための多面的な施策を実施してまいりました。



とりわけ、本市が全国に先駆けて創設し、重点事業と位置づけている知的財産交流事業では、大企業の開放特許等を活用して中小企業が自社製品を開発するなど、数多くのマッチング成果が生まれていることから「川崎モデル」として注目され、国の「知的財産推進計画2015」にも大きくとりあげられたことにより、全国規模で他の自治体へと広がり、地域を越えた知的財産交流が展開されております。

この度、本戦略の策定から10年が経過し、知的財産を取り巻く環境も大きく変化していることから、「川崎市知的財産戦略及び推進プログラム」をこれまでの取組成果や課題を踏まえ改定を行いました。

新たな知的財産戦略では、これまでの基本方針である「知的財産サイクルの推進」、「知的財産を尊重する風土の醸成」を継続するとともに、知的財産交流事業の展開を更に拡大していくため、「川崎モデルの知的財産交流の推進」を基本方針に新たに加えました。ここでは、「知的財産交流事業の全国展開」、「金融機関との連携強化」、「ベンチャー企業、中小企業から大企業への技術移転」という3つの視点から具体的な取組を進めてまいります。

川崎モデルの知的財産交流の取組を一層加速させながら、知的財産サイクルの推進、知的財産を尊重する風土の醸成へとつなげ、企業、大学、金融機関、市民、行政等の様々な主体が一体となってオープンイノベーションを推進し、多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれる「オープンイノベーション都市かわさき」の実現を目指してまいります。

本戦略の策定に際し、御意見をいただきました市民の皆様、「川崎市知的財産戦略及び推進プログラムに関する懇談会」の委員の皆様には深く感謝するとともに、関係各位の引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

第1章 川崎市知的財産戦略の改定	1
1-1 知的財産戦略改定の趣旨	1
1-1-1 概況	1
1-1-2 本市における知的財産戦略の取組	1
1-2 知的財産戦略の位置付け	3
1-2-1 位置付け	3
1-2-2 計画期間	3
1-2-3 構成	4
1-3 基本方針	4
1-4 企業・大学等・金融機関・市民・行政の役割	6
1-5 知的財産の定義	7
第2章 知的財産を取り巻く環境とこれまでの取組実績	9
2-1 国の動向	9
2-1-1 国の知的財産戦略	9
2-1-2 国における知的財産の状況	11
2-2 本市の現状	12
2-2-1 経済・産業	12
2-2-2 知的財産	16
2-2-3 研究開発拠点の集積	18
2-2-4 成長分野における産業政策	20
2-3 これまでの取組実績と課題	22
2-3-1 知的財産の創造	22
2-3-2 知的財産の保護	23
2-3-3 知的財産の活用	24
2-3-4 人材育成・普及啓発	27
第3章 施策の方向性	28
用語集	31
付属資料	34

第1章 川崎市知的財産戦略の改定

1-1 知的財産戦略改定の趣旨

1-1-1 概況

本市では、本市産業の国内外における競争力を維持し、持続的な発展を続けていくためには、優れた技術・製品・サービス等の知的財産の創造とともに、知的財産の保護・活用を促進することが必要であるという観点から、知的財産を活用した産業振興の方向性を定めた「川崎市知的財産戦略」を2008(平成20)年2月に策定しました。また、あわせて同戦略の実現に向けた戦略的・体系的な施策群として、3期にわたり「知的財産戦略推進プログラム」を策定し、知的財産関連施策に取り組んできました。その成果として、大企業等の開放特許等の知的財産と市内中小企業とのマッチングを進め、製品化につなげていく本市の取組は「川崎モデル」として全国的に注目を集め、国の「知的財産推進計画2015」において、重点3本柱の一つ「地方における知財活用の推進」の中で、中小企業の知的財産活用の取組の好事例として本市の「知的財産交流事業」が紹介されています。

一方、同戦略策定から約10年が経過し、その間に知的財産を取り巻く環境は大きく変化しています。同戦略策定以降、新興国のプレゼンスの向上、ビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化等が進展しています。また、近年では、情報通信技術(ICT)の高度化に伴う第4次産業革命が加速しています。

また、社会経済環境の変化に伴い、国の知的財産政策も変化してきています。2003(平成15)年の知的財産基本法施行から10年が経過した2013(平成25)年には知的財産政策の前提となる経済社会情勢の変化をふまえ、それに対応するための「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定し、あわせて「知的財産政策ビジョン」を策定し、それに基づき知的財産政策を推進しています。

1-1-2 本市における知的財産戦略の取組

(1) 本市の特徴

知的財産政策を進めていく上で、本市の特徴や優位性を踏まえるとともに知的財産を取り巻く環境変化に対応していくことが必要です。

本市は、優れた技術を持つ企業や専門人材、研究開発機関の集積、首都圏における地理的優位性を有しており、臨海部には、京浜工業地帯の中核として優れた技術を持つ企業が数多く集積しています。さらに知識集約型・高付加価値型の産業構造への転換が進展した結果、約400の研究開発機関が集積する研究開発都市へと変化しました。

特に臨海部では、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性などを活かし、環境・ライフサイエンスなど先端産業の集積・創出が進んでいます。また、本市は専門人材が数多く集積していますが、「情報通信業」や「学術研究, 専門・技術サービス」の従業者割合が政令指定都市の中で最も高く、「専門的・技術的職業従事者」が就業者総数に占める割合については、特別区と政令指定都市の中で最も高くなっています。

(2) 川崎市知的財産戦略の改定の方向性

このような本市の特徴や優位性を活かし、本市に集積する研究開発機関の産物である多くの発明を知的財産マッチングのツールとし、官民一体で行ってきた企業訪問活動を土台とした中小企業支援スキームの中で、数多くの知的財産のマッチング成果とともに、多種多様な交流を創出してきました。

このように本市が独自に展開してきた「川崎市知的財産交流事業」を土壌とした「川崎モデル」は、国（特許庁等）や全国の自治体などから注目されています。

今回の改定にあたっては、こうした取組をさらにステップアップさせることが必要であり、そのために、これまで取り組んできた「川崎モデル」の成功要因を紐解くとともに、内在する課題を洗い出し、今後の知的財産政策をより充実させることが重要です。

さらに、他都市の企業との連携など、全国展開を視野に策定することが必要です。

【川崎モデルとは】

企業訪問を主体とした伴走型の支援活動を通じてオープンイノベーションのネットワークを広げ、中小企業の新事業展開を促進していく活動。川崎市が自ら使っていた言葉ではなく、2014年にシンクタンク・ソフィアバンク代表の藤沢久美氏が『なぜ、川崎モデルは成功したのか？』（実業之日本社）という著書を執筆したことにより、全国の自治体や支援機関、金融機関に注目されるようになった。遡れば、「川崎モデル」という言葉は、本市の知的財産交流事業において、富士通が成約事例を全国各地で紹介する際に使っていたもの。



(3) 川崎市知的財産交流事業「川崎モデル」の取組

2008(平成20)年に「川崎市知的財産戦略」を策定して以降、知的財産交流事業を推進し、こうした知的財産を活用した事業は「川崎モデル」として地域に根付くとともに、現在では他都市にも広がりを見せています。

そこで、知的財産戦略の改定にあたり、これまで取り組んできた「川崎モデル」の取組の特徴を分析することが必要です。

「川崎モデル」が表すキーワードは、①「現場主義」、②「おせっかい」、③「顔の見えるネットワーク」です。

- ① 「現場主義」とは、まずは会議室を飛び出し、現場で中小企業経営者の生の声を聞くなど、実践を徹底的に重視することです。現場主義を貫くことにより市内企業経営者の思いや、有する技術を的確に把握することで、知的財産のマッチングを可能とします。

- ② 「おせっかい」は、企業が相談窓口に来るのを待つのではなく、「川崎ものづくりブランド認証制度」などを活用し、呼ばれなくても企業訪問を行い、頑張る中小企業を見つけて積極的に支援することです。こうした「おせっかい」を徹底することで市内企業の潜在力を引き出すことを可能とします。
- ③ 「顔の見えるネットワーク」は、企業訪問活動を通じて企業と行政が相互理解し、信頼関係が構築されることを象徴するキーワードです。

(4) 企業訪問活動で広がるオープンイノベーションのネットワーク

本市と公益財団法人川崎市産業振興財団は、チームとなって主体的に知的財産活動に積極的な企業への訪問活動を実施し、訪問先企業の現況、課題を把握したうえで、ビジネスマッチングや助成制度活用支援、専門家活用支援など、必要な支援策を検討し、中小企業に寄り添った伴走型の支援を行ってきました。

企業訪問活動では金融機関や神奈川県等の機関、関東経済産業局等の国の機関が加わることもあり、訪問回数は年間延べ 500 社以上にもおよびます。こうした「現場主義」、「おせっかい」による企業訪問活動を長年継続してきた結果、支援先企業との「顔の見えるネットワーク」が広がり、オープンイノベーションのネットワークが形成され、知的財産マッチングをはじめ様々なマッチング成果を生み出しています。

「川崎モデル」は、この3つの「キーワード」を徹底することにより成果をあげてきたと言えます。そして知的財産交流事業による効果的なマッチングを可能としているのは、これまでの「現場主義」により培われた市内企業の技術を知り尽くしたコーディネータの存在と、川崎市産業振興財団や金融機関、行政、企業がチームで「おせっかい」を行い、「顔の見えるネットワーク」を構築し、実践的に取り組んできたためです。

こうした本市におけるこれまでの取組成果を踏まえつつ、知的財産を取り巻く環境変化に対応し、知的財産を本市産業の振興につなげていくため、「川崎市知的財産戦略」を改定します。

1-2 知的財産戦略の位置付け

1-2-1 位置付け

「川崎市知的財産戦略」は、「川崎市総合計画」や「かわさき産業振興プラン」等の方向性に基づき、知的財産の面で本市が今後実施・推進すべき、中小企業活性化のための施策の方向性や具体的な取組を明らかにする計画とします。

また、国の政策(知的財産政策ビジョン、知的財産推進計画等)を反映するものとします。

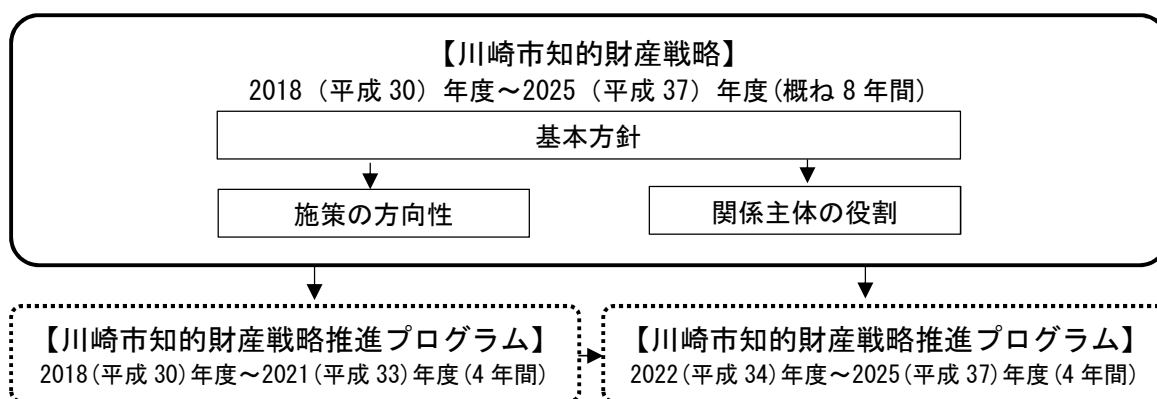
1-2-2 計画期間

策定から概ね8年間を計画期間とします。

1-2-3 構成

本戦略では、知的財産の面から本市産業振興の実現を目指す上での3つの「基本方針」と、その実現に向けた7つの「施策の方向性」を示します。また、本戦略を推進する上で、企業、大学、金融機関、市民、行政など関係主体に求められる役割について示します。

また、本戦略に基づき、「基本方針」の実現に向けて、「施策の方向性」をふまえ取り組む27の事業を体系的な施策群として構成する、「川崎市知的財産戦略推進プログラム」を定めます。なお、同プログラムの計画期間は4年間とします。



1-3 基本方針

知的財産戦略の基本方針として、以下の3つの政策目標を設定し、知的財産の面から本市産業振興の実現を目指していきます。

基本方針1 知的創造サイクル（創造・保護・活用）の推進

本市産業の強みや地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。

基本方針2 知的財産を尊重する風土の醸成

知的財産の創造・保護・活用を促進するため、企業や市民等が知的財産を尊重する基盤を整備します。

基本方針3 川崎モデルの知的財産交流の推進

全国の自治体や金融機関など多様な主体と連携し、知的財産交流を軸とした「川崎モデル」のオープンイノベーションのネットワークを全国に広げ、地方創生の取組を推進することにより中小企業の活性化を図ります。

多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれる
「オープンイノベーション都市かわさき」の実現

基本方針1 知的創造サイクル（創造・保護・活用）の推進

新技術・新製品開発の支援を通じて、企業間や大学等、産学官の連携によるオープンイノベーションの推進や研究開発の効率化、ICT基盤技術の高度化等を図るとともに、市内企業が開発した製品・技術等のブランド化を支援します。

また、特許活用や特許出願の相談、知的財産の権利化・保護、知的財産戦略の策定、戦略的な外国出願など、知的財産に関する施策の紹介や助言を行います。

基本方針2 知的財産を尊重する風土の醸成

中小企業等が知的財産への理解を深め、経営戦略に活かすことができるよう、知的財産に関するセミナー等を通じて、知的財産人材の育成を図ります。

また、企業のみならず、市民や行政の職員等が知的財産の重要性を認識することができる機会をつくとともに、教育現場において科学技術に触れる機会を設けるなど、市民一人一人が知的財産への理解を深めるための機会をつくります。

基本方針3 川崎モデルの知的財産交流の推進

知的財産交流会のネットワークを全国に広げ、大企業や研究機関等の開放特許等を活用した中小企業の製品開発等の支援を行うとともに、中小・ベンチャー企業のイノベティブな技術等を大企業側に提案し、共同開発につなげるなど、大企業と中小・ベンチャー企業が双方向で交流できるスキームを構築します。

また、市内企業が開発した製品や技術のブランド力を国内外へ発信するとともに、全国規模で広がる大企業や中小・ベンチャー企業とのネットワークを活かして販路開拓のマッチングを行うなど、市場化に向けた支援を行います。

さらに、知的財産活動に積極的な中小・ベンチャー企業の事業展開を資金面で支援するため、地域金融機関との連携を強化します。

1-4 企業・大学等・金融機関・市民・行政の役割

前記の基本方針を実現するためには、企業、大学等、金融機関、市民、行政など各主体がそれぞれの果たすべき役割を認識して、積極的に知的財産に関する取組を進めることが必要です。また、その際には、それぞれの取組に関係する主体が連携を図り、効果を高めていくことが求められます。

(1) 企業の役割

企業は、本市の経済や雇用に重要な役割を担っており、本市の産業振興の要となっています。企業が事業を推進していくに当たっては、知的財産を重要な経営資源と認識し、知的財産を活用した新製品の開発、新事業の創出により競争力の強化を図るなど、経営戦略上、知的財産活動を適切に位置付け、計画的に推進していく必要があります。

特に、中小企業においては競争力の強化のみならず、事業を守り、基盤を強化する視点に立ち、社内に知的財産に関する知識を保有する人材を育成するとともに、各支援機関の支援を十分に活用しながら、独自の知的財産戦略を推進していく必要があります。

また、大企業の研究機関においては、研究成果の地域への還元や中小企業との共同研究など地域での連携の核となる役割が期待されます。

(2) 大学等の役割

大学や公的研究機関は、研究及びその成果の普及を通じて、連携の核となる役割とともに、大学発ベンチャーなど新たな産業の創出や知的創造サイクルの担い手となることが期待されます。

特に大学においては、専門的知見に基づく研究活動の推進はもちろんのこと、大学の保有する教育資源を活用し、企業等における知的財産人材の育成を積極的に支援していくことが期待されます。

(3) 金融機関の役割

金融機関は、本市等との連携により中小・ベンチャー企業に対する地域からの支援と「顔の見えるネットワーク」を拡大していくことが期待されます。

また、知的財産活動を積極的に行っている中小・ベンチャー企業に対して、資金融資や事業化に向けたアドバイスを行い、知的財産の事業化を支援していくことが期待されます。そのためには、金融機関が「知財ビジネス評価書」¹などを活用し、中小・ベンチャー企業の知的財産を活用したビジネスを適切に評価することが重要です。

(4) 市民の役割

本市における知的財産の創造・保護・活用が好循環するためには、市民一人一人が知財人材として知的財産の社会的価値を認識し、尊重するとともに、知的財産に関する知識を深めていくことが求められます。

¹ 中小企業の知的財産を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」するもの。

知的財産の社会的価値を認識し、尊重するためには、知的財産を侵害した商品などを購入しない、使用しない姿勢が求められます。

また、知的財産に関する知識、ルールを学習することで、知的財産をどのような場面で使用することができ、どのような場面で手続きを行うべきなのか理解できるため、知的財産を適切に利用することができます。

(5) 行政の役割

市は、市内で知的創造サイクルを円滑に循環させるため、また産業集積の強みを生かす取組として、企業・大学・金融機関等との連携を促進していくことが求められます。特に、その促進のためには研究者等が交流する場や機会の提供、企業のニーズと大学等がもつシーズを把握してマッチングさせることや金融機関との連携による中小企業経営支援など、連携のつなぎ役としての役割が期待されます。さらに、他地域とのネットワーク構築を図り、新たに創出された研究開発の成果や優れたものづくり技術等の情報発信をしていく取組も重要です。

また、優れた技術力を保有しながらも、知的財産に関する人材や資金、情報が不足している企業に対して、相談窓口の整備や専門家派遣などによる情報提供などを行うことにより知的財産に対する企業の取組を推進していく必要があります。

さらに、市民の知的財産に対するモラルを醸成するため、「音楽のまち・かわさき」、「映像のまち・かわさき」などの市民に身近な取組を通して、知的財産の重要性や知的財産を利用する際のルールを普及啓発していく必要があります。

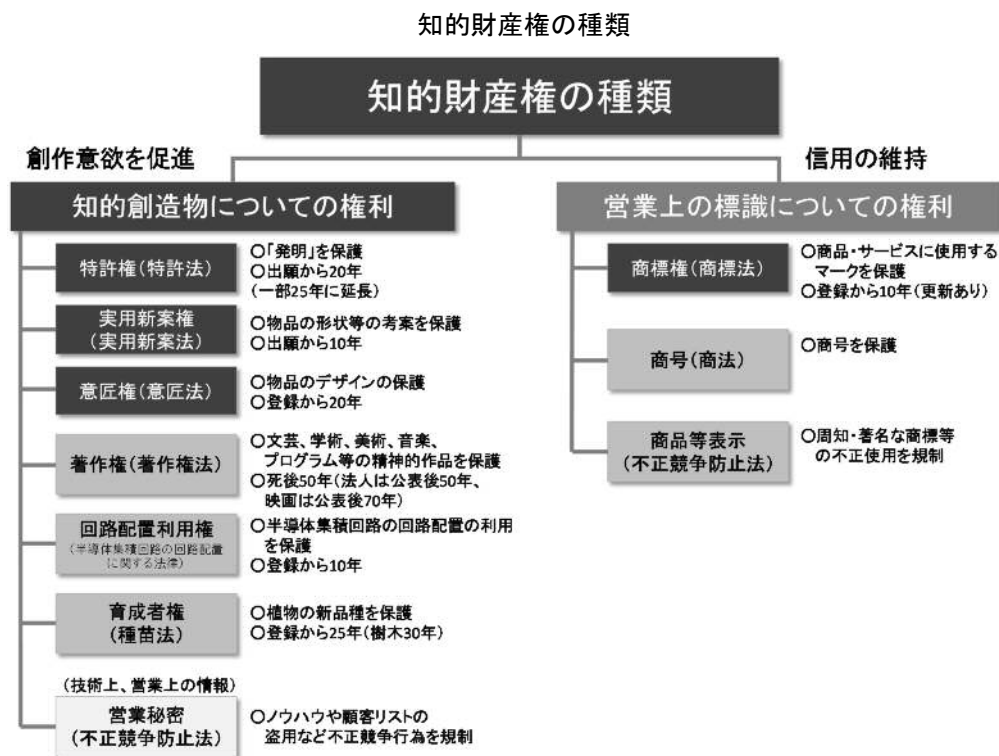
1-5 知的財産の定義

「知的財産」とは、企業経営にとって収益価値を有する、あるいは生み出す情報であり、研究開発成果、ノウハウ、新たな原理や方式、設計・デザイン、ビジネスモデル、ブランドなど、創造者独自の創造活動により生み出される経済的な価値の高い無形資産を意味します。知的財産基本法第2条では、「知的財産」について、その性質から、「知的創作物（産業上の創作・文化的な創作・生物資源における創作）」、「営業上の標識（商標・商号等の識別情報・イメージ等を含む商品形態）」及び「それ以外の営業上・技術上のノウハウなど、有用な情報」の3点に整理しています。

さらに、知的財産の創造に要したコスト・時間、そこから得られる利益を保護することを目的として、一定期間、他者の利用を制限する法的権利として「知的財産権」が設定されています。知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創作物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます。

「知的創作物についての権利」には、「特許権（特許法）」、「実用新案権（実用新案法）」、「意匠権（意匠法）」、「著作権（著作権法）」、「育成者権（種苗法）」、「回路配置利用権（半導体回路配置保護法）」、「営業秘密（不正競争防止法）」があり、「営業上の標

識についての権利」には、「商標権（商標法）」、「商号（商法）」、「商品等表示（不正競争防止法）」があります。さらに、「特許権（特許法）」、「実用新案権（実用新案法）」、「意匠権（意匠法）」、「商標権（商標法）」の4つを産業財産権といい、産業財産権制度により保護されています。産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発展を図ることを目的としています。



(出所)特許庁資料より作成

このように「知的財産権」とは、模倣されやすい「知的財産」を守るためのツールであり、権利を持つことで事業活動の成果や研究開発の成果について支配権を得ることができます。しかし、権利化されていない知的財産は意味がないということではなく、逆に強みを発揮することも少なくありません。ノウハウなどは権利化せず秘匿しておけば大きな競争力につながることもあります。開発した技術について、公開を前提として権利化するか秘匿化するか、あるいは全部ではなくコアの部分だけ権利化するかなどの選択が、経営戦略として重要であり、権利化しない知的財産をいかに事業活動につなげて生かしていくかが大きく問われています。

このように、知的財産権は多岐にわたりますが、本戦略では、ビジネス環境のグローバル化や、コンテンツメディアの多様化、情報通信技術の高度化、農林水産物のブランド化など知的財産を取り巻く環境変化へ対応し、知的財産を本市産業の振興につなげていくという観点から、産業財産権に限らず知的財産全般を対象とします。

第2章 知的財産を取り巻く環境とこれまでの取組実績

2-1 国の動向

2-1-1 国の知的財産戦略

我が国では、産業競争力低下の懸念や知的創造サイクル確立の必要性等から、知的財産立国に向けた基本方針を定める「知的財産基本法」を制定し、2003(平成15)年3月に施行されました。

知的財産基本法施行から10年が経過した2013(平成25)年6月には、新興国の台頭やビジネス環境のグローバル化・オープン化、コンテンツメディアの多様化等、知的財産政策の前提となる経済社会情勢の急激な変容をふまえ、「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定しました。同基本方針では、今後10年程度を見据えた知的財産政策について、「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」、「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」、「デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備」、「コンテンツを中心としたソフトパワーの強化」の4つの柱を軸に展開するとしています。

あわせて、2013(平成25)年6月、同基本方針をふまえ、今後10年間を見据えた知的財産政策の長期ビジョンとして「知的財産政策ビジョン」を策定しました。

以降、国の知的財産政策は、同ビジョンに基づきつつ、毎年の行動計画として策定される「知的財産推進計画」において状況変化による新たな政策ニーズについても取り込みながら推進されています。

2017(平成29)年5月に決定された「知的財産推進計画2017」では、近年の情報通信技術(ICT)の進化に伴う第4次産業革命の進展やデータの利活用や知的財産システム、国際標準化等を検討する必要性の高まりをふまえた「第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる知財システムの構築」、中小・ベンチャー企業における知的財産のより積極的な利活用や、金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進などを盛り込んだ「知的財産の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」、コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化および映画産業の振興、デジタルアーカイブの構築を掲げた「2020年とその先まで見据えた上でのコンテンツ産業活性化」の3点を重視することとしています。

【知的財産推進計画2017(2017(平成29)年5月16日決定)】

- I. 第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる知財システムの構築
 1. データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築
 2. 知財システム基盤の整備
 3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進
- II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進
 1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化
 2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進
 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進
- III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化
 1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化
 2. 映画産業の振興
 3. デジタルアーカイブの構築

(出所) 知的財産戦略本部

なお、本市の知的財産交流事業は、「知的財産推進計画 2015」において、大企業が保有する知的財産を中小企業に開放し、それを活用して中小企業の新たな事業の創出につなげていく「知財ビジネスマッチング」に自治体として初めて本格的に取り組んだ事例であり、「本事業は着実に成果を上げていることから、それに倣って知財ビジネスマッチングに取り組む自治体等が全国的に広がりつつある」と紹介されており、以降の知的財産推進計画においても、中小企業が大企業の技術を実用化する好事例として紹介されています。

【知的財産推進計画 2015 抜粋】（知的財産戦略本部）

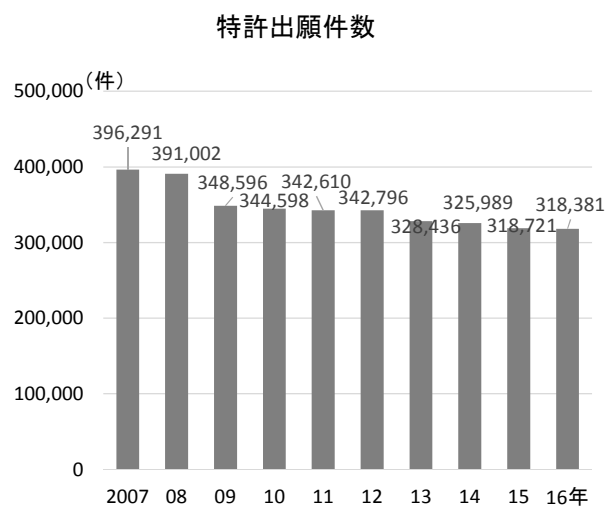
大企業との連携（「産産連携」）については、大企業が保有する知的財産を中小企業に開放し、それを活用して中小企業の新たな事業の創出につなげていく「知財ビジネスマッチング」の取組が、近年注目を集めている。この「知財ビジネスマッチング」に自治体として初めて本格的に取り組んだ川崎市の知的財産交流事業は、着実に成果を上げていることから、それに倣って知財ビジネスマッチングに取り組む自治体が全国的に広がりつつある。

（出所）知的財産戦略本部

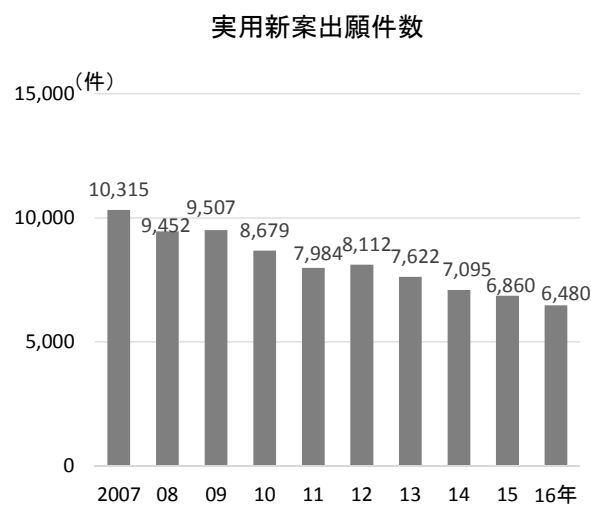
2-1-2 国における知的財産の状況

2016(平成28)年の我が国の知的財産権の出願件数は、特許 318,381 件、実用新案 6,480 件、意匠 30,879 件、商標 161,859 件となっています。

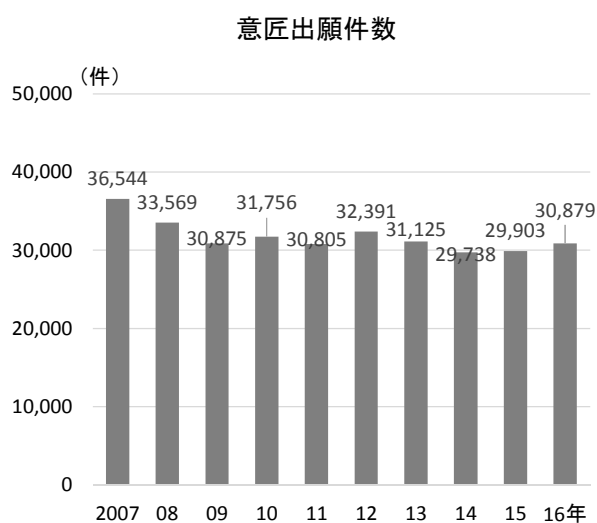
2007(平成19)年以降の知的財産権の出願件数推移をみると、特許、実用新案は減少傾向、意匠は横ばい傾向、商標は増加傾向にあります。



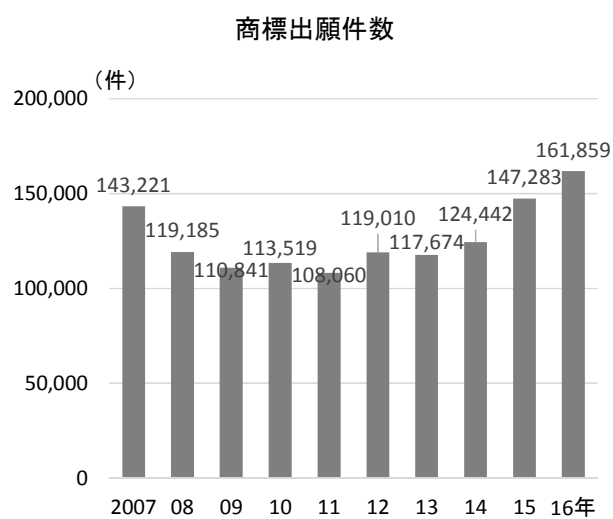
(出所) 特許庁「特許行政年次報告書 2017 年版」



(出所) 特許庁「特許行政年次報告書 2017 年版」



(出所) 特許庁「特許行政年次報告書 2017 年版」

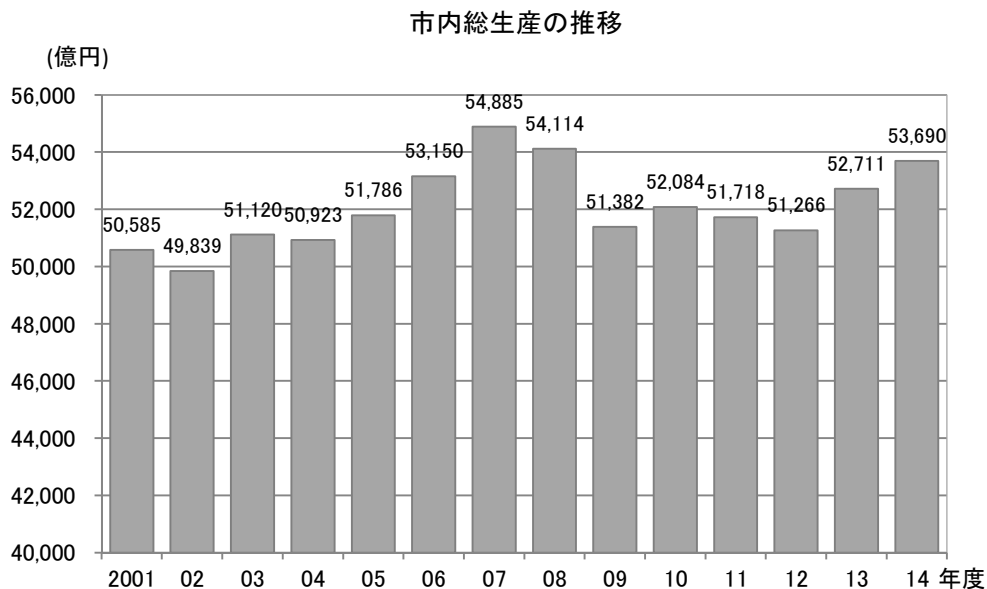


(出所) 特許庁「特許行政年次報告書 2017 年版」

2-2 本市の現状

2-2-1 経済・産業

「平成 26 年度 川崎市市民経済計算」によると、本市の 2014(平成 26)年度の市内総生産(生産側、名目)は約 5.4 兆円、経済成長率(市内総生産の対前年度増加率)は、1.9%のプラスとなりました。市内総生産は 2007(平成 19)年度をピークに減少傾向にありましたが、2013(平成 25)年度以降、増加に転じています。



(出所) 川崎市「平成 26 年度 川崎市市民経済計算」

産業別構成比をみると、最も大きい産業は「製造業」の 21.8%(1 兆 806 億円)となっていますが、2003(平成 15)年度の 29.3%(1 兆 3,859 億円)をピークに、「製造業」の産業全体に占める割合は大きく減少しています。

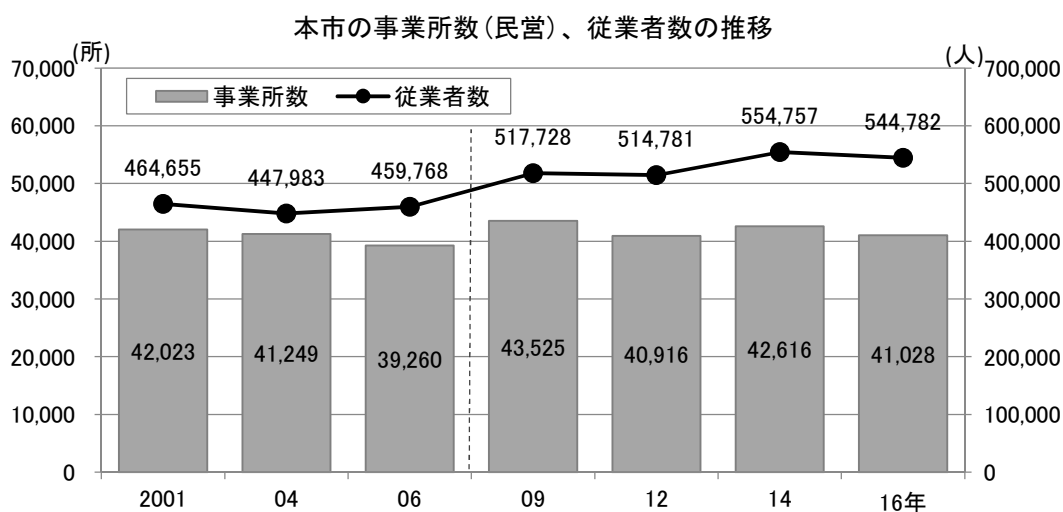
市内総生産の産業別シェア

	2001	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14 年度
農林水産業	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
鉱業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	27.3%	27.4%	29.3%	28.0%	27.4%	28.0%	28.1%	28.3%	24.8%	26.4%	24.2%	22.6%	22.8%	21.8%
建設業	6.3%	5.3%	5.4%	5.4%	5.8%	5.7%	4.6%	4.6%	4.8%	5.1%	5.5%	5.3%	5.6%	5.2%
電気・ガス・水道業	3.3%	3.4%	3.3%	3.0%	2.8%	2.7%	2.4%	2.7%	3.2%	3.1%	2.5%	2.9%	3.6%	3.9%
卸売・小売業	9.4%	10.1%	9.8%	11.1%	11.0%	9.8%	11.2%	10.9%	11.4%	10.1%	10.8%	10.6%	9.4%	9.2%
金融・保険業	3.3%	3.6%	3.7%	3.7%	3.9%	3.8%	3.8%	3.0%	3.2%	3.0%	3.0%	2.8%	2.6%	2.6%
不動産業	16.5%	17.0%	16.7%	17.1%	17.5%	18.2%	18.1%	18.7%	20.6%	20.6%	21.1%	21.3%	20.8%	20.8%
運輸業	5.8%	5.9%	5.7%	6.0%	5.9%	6.0%	6.4%	6.0%	6.0%	5.8%	5.9%	6.2%	6.1%	6.6%
情報通信業	9.0%	8.9%	8.6%	8.3%	8.8%	8.7%	8.6%	8.6%	8.5%	8.7%	9.0%	9.7%	10.1%	10.4%
サービス業	19.0%	18.4%	17.4%	17.4%	16.8%	17.0%	16.9%	17.1%	17.4%	17.2%	17.9%	18.5%	18.8%	19.3%
産業	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所) 川崎市「平成 26 年度 川崎市市民経済計算」

本市の民営事業所数は 2009(平成 21)年以降ほぼ横ばいで推移しており、2016(平成 28)年の事業所数は 41,028 事業所となっています。

また、従業者数は、2009(平成 21)年以降増加傾向にあり、2016(平成 28)年の従業者数は 544,782 人と、2009(平成 21)年の 517,728 人から 5.2%増加しています。



※2006年までの「事業所・企業統計」と2009年からの「経済センサス」は、調査方法の変更により調査母数が拡大したため、比較は出来ない。また、2016年の数値は速報値。

(出所) 総務省「事業所・企業統計」、総務省「経済センサス」

また、2009(平成 21)年から 2016(平成 28)年の業種大分類別従業者数の推移をみると、「製造業」は 20,969 人(21.3%)減少となっています。一方、「情報通信業」は 6,667 人(20.8%)、学術研究、専門・技術サービス業が 7,631 人(40.3%)増加となっており、産業の情報化、知識化が進展していることが分かります。

本市の従業者数(民営)の推移(実数及び産業別構成比)

業種大分類	従業者数(人)		増減比	構成比	
	2009年	2016年		2009年	2016年
農業、林業、漁業	783	653	-16.6%	0.2%	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	46	46	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	35,342	32,010	-9.4%	6.8%	5.9%
製造業	98,494	77,525	-21.3%	19.0%	14.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,130	992	-12.2%	0.2%	0.2%
情報通信業	31,994	38,661	20.8%	6.2%	7.1%
運輸業、郵便業	34,707	35,819	3.2%	6.7%	6.6%
卸売業、小売業	87,954	95,528	8.6%	17.0%	17.5%
金融業、保険業	9,479	8,871	-6.4%	1.8%	1.6%
不動産業、物品賃貸業	16,798	15,758	-6.2%	3.2%	2.9%
学術研究、専門・技術サービス業	18,949	26,580	40.3%	3.7%	4.9%
宿泊業、飲食サービス業	54,424	54,892	0.9%	10.5%	10.1%
生活関連サービス業、娯楽業	22,566	20,868	-7.5%	4.4%	3.8%
教育、学習支援業	20,774	21,895	5.4%	4.0%	4.0%
医療、福祉	43,281	70,841	63.7%	8.4%	13.0%
複合サービス事業	2,050	3,539	72.6%	0.4%	0.6%
サービス業(他に分類されないもの)	38,957	40,304	3.5%	7.5%	7.4%
全産業	517,728	544,782	5.2%	100.0%	100.0%

※2016年の数値は速報値。

(出所) 総務省「経済センサス」

従業者数の減少が大きい製造業について事業所数の推移をみると、2009(平成 21)年の 3,900 事業所から 2014(平成 26)年には 3,299 事業所へ 5 年間で 601 事業所(15.4%)減少しています。従業者規模別に事業所数の増減をみると、「200～299 人」が増加する一方、構成比の大きい「1～4 人」、「5～9 人」や、「50～99 人」、「300 人以上」などが大きく減少しています。

本市の製造業の事業所数(民営)の推移(実数、増減比、従業者規模別構成比)

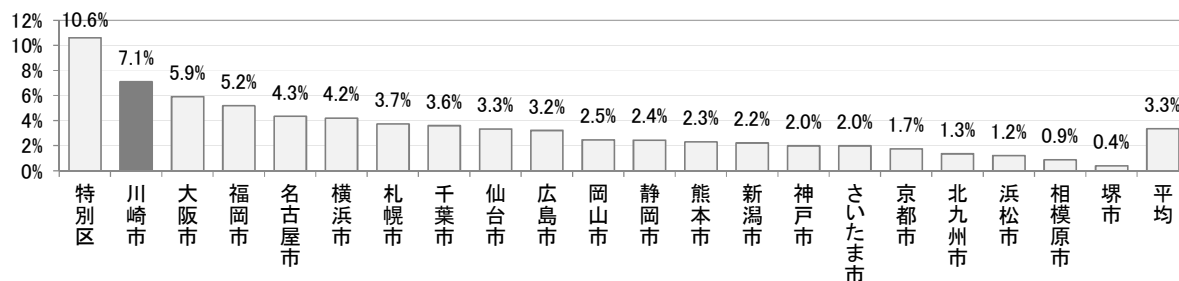
従業者規模	事業所数(所)		増減比	構成比	
	2009 年	2014 年		2009 年	2014 年
1～4 人	1,953	1,628	-16.6%	50.1%	49.3%
5～9 人	881	732	-16.9%	22.6%	22.2%
10～19 人	510	434	-14.9%	13.1%	13.2%
20～29 人	185	186	0.5%	4.7%	5.6%
30～49 人	154	132	-14.3%	3.9%	4.0%
50～99 人	99	78	-21.2%	2.5%	2.4%
100～199 人	48	48	0.0%	1.2%	1.5%
200～299 人	12	16	33.3%	0.3%	0.5%
300 人以上	51	38	-25.5%	1.3%	1.2%
出向・派遣従業者のみ	7	7	0.0%	0.2%	0.2%
合計	3,900	3,299	-15.4%	100.0%	100.0%

※本戦略改定時において 2016 年の数値が未公表のため 2014 年と比較している。

(出所)総務省「経済センサス」

また、本市の「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の従業者数割合(平成 28 年)をみると、いずれも 21 大都市の中で 2 位となっています。

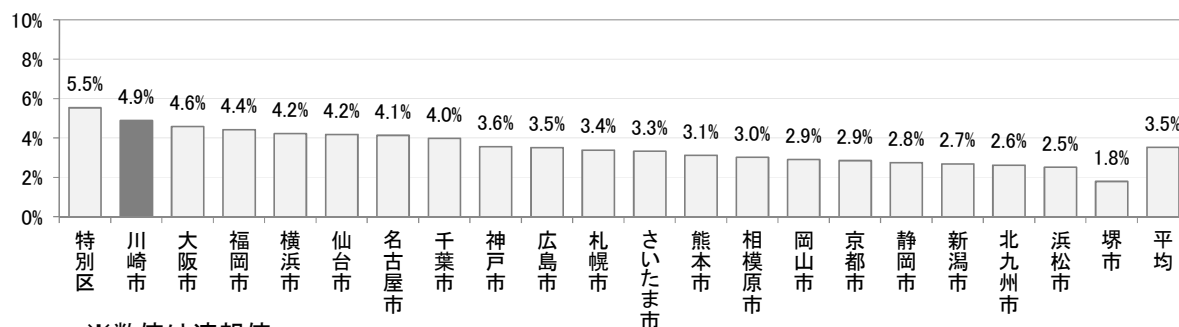
21 大都市の情報通信業の従業者割合(2016 年)



※数値は速報値。

(出所)総務省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

21 大都市の学術研究、専門・技術サービス業の従業者割合(2016 年)



※数値は速報値。

(出所)総務省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

また、本市は就業者総数に占める専門的・技術的職業従事者の割合(2015(平成27)年)が23.6%と21大都市の中で最も高く、さらに専門人材に占める技術者の割合は46.3%(1位)、研究者数の割合は1.4%(6位)となっており、21大都市の中で専門人材が多く集まっていることが分かります。

21 大都市の専門人材の割合 (2015 年)

	専門的・技術的職業従事者			技術者			研究者	
	就業者数 (人)	就業者総数に 占める割合		就業者数 (人)	専門的・技術的 職業従事者に 占める割合		就業者数 (人)	専門的・技術 的職業従事者 に占める割合
川崎市	159,000	23.6%	川崎市	73,600	46.3%	千葉市	2,200	2.7%
横浜市	341,900	20.8%	横浜市	135,300	39.6%	堺市	1,200	1.9%
特別区	775,400	20.4%	相模原市	21,600	38.4%	横浜市	5,700	1.7%
熊本市	63,700	19.0%	千葉市	30,100	37.5%	さいたま市	1,700	1.6%
千葉市	80,200	18.9%	さいたま市	37,400	35.1%	名古屋市	2,800	1.6%
岡山市	63,400	18.7%	特別区	251,300	32.4%	川崎市	2,300	1.4%
さいたま市	106,600	18.7%	名古屋市	52,400	29.3%	大阪市	2,100	1.3%
仙台市	90,000	18.5%	浜松市	18,300	28.7%	特別区	9,700	1.3%
神戸市	118,000	18.3%	広島市	25,600	27.3%	京都市	1,300	1.2%
札幌市	144,400	18.2%	大阪市	40,600	25.9%	相模原市	600	1.1%
相模原市	56,200	17.6%	仙台市	22,300	24.8%	神戸市	1,200	1.0%
北九州市	71,400	17.4%	静岡市	12,700	24.7%	札幌市	1,300	0.9%
福岡市	111,700	17.4%	福岡市	25,400	22.7%	仙台市	800	0.9%
名古屋市	178,600	17.0%	神戸市	25,900	21.9%	浜松市	500	0.8%
広島市	93,700	16.7%	堺市	12,700	20.5%	新潟市	500	0.8%
堺市	61,900	16.7%	札幌市	29,600	20.5%	岡山市	400	0.6%
新潟市	66,000	16.5%	岡山市	11,700	18.5%	熊本市	400	0.6%
京都市	104,300	16.5%	新潟市	12,000	18.2%	福岡市	500	0.4%
浜松市	63,700	16.0%	京都市	18,500	17.7%	広島市	400	0.4%
大阪市	156,800	15.2%	北九州市	12,200	17.1%	静岡市	200	0.4%
静岡市	51,500	15.0%	熊本市	10,800	17.0%	北九州市	200	0.3%

(出所) 総務省統計局「平成27年国勢調査」

2-2-2 知的財産

本市に所在する特許取得数(2016(平成28)年7月時点)は65,466件となっています。また、全国では、2,646,302件、神奈川県全体では176,800件となっており、本市は全国の2.5%、神奈川県全体の37.0%となっています。

特許分野別の比率をみると、物理学が40.1%、電気が38.7%と、全国や神奈川県と比較して高い状況にあります。

本市、神奈川県、全国に所在する特許取得数(2016年7月時点)

分野名	川崎市		神奈川県		全国	
	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
生活必需品	1,239	1.9%	6,600	3.7%	259,599	9.8%
処理操作;運輸	5,822	8.9%	27,021	15.3%	522,460	19.7%
化学;冶金	3,732	5.7%	12,476	7.1%	317,441	12.0%
繊維;紙	52	0.1%	246	0.1%	32,653	1.2%
固定構造物	598	0.9%	4,628	2.6%	114,825	4.3%
機械工学;照明; 加熱;武器;爆破	2,439	3.7%	17,391	9.8%	235,391	8.9%
物理学	26,279	40.1%	50,679	28.7%	594,161	22.5%
電気	25,305	38.7%	57,759	32.7%	569,772	21.5%
合計	65,466	100.0%	176,800	100.0%	2,646,302	100.0%

※複数の特許権者が共同出願している場合は、特許権者ごとに別々にカウントし、1つの特許が複数の分野にまたがる場合は、それぞれの分野ごとに別々にカウントし、両方に当てはまる場合、特許権者ごと、分野ごとに別々にカウントしているため、出願番号のみでカウントした特許件数とは一致しない。

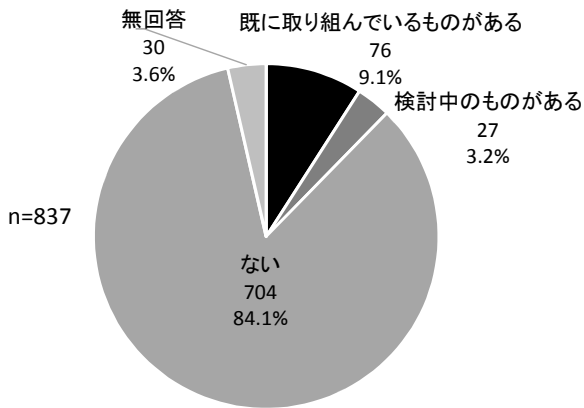
(出所) 経済産業省「RESAS」

一方、本市で市内企業を対象に2017(平成29)年6月に実施した川崎市産業振興プラン立案にあたってのアンケート調査結果から、産学連携や異業種連携等に取り組む事業者についてみると、全体の約1割程度となっています。また、産学連携や異業種連携等に取り組む事業者の連携内容については、「新製品・新商品の開発」や「基礎研究・技術開発」が多くなっています。

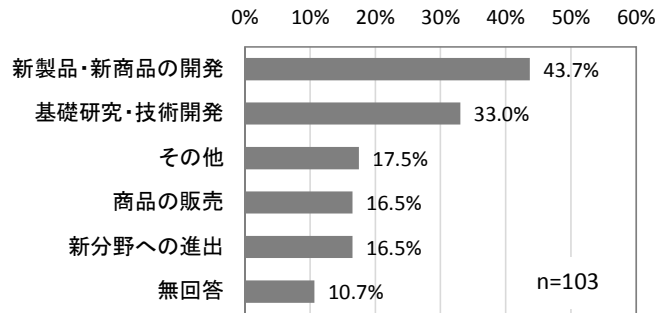
さらに、今後5年間を展望して重点的に取り組みたい取組の中で「知的財産の利活用」を回答した企業をみると、全体の2.9%となっています。

アンケート結果からは、本市における企業間連携や産学連携は現状十分には進んでいない状況や、市内企業の知的財産の利活用に対する意識が乏しいことが推察されることから、知的財産交流事業による企業間連携やインキュベーション施設の活用などを促していく必要があると考えられます。

他企業や大学等との連携状況

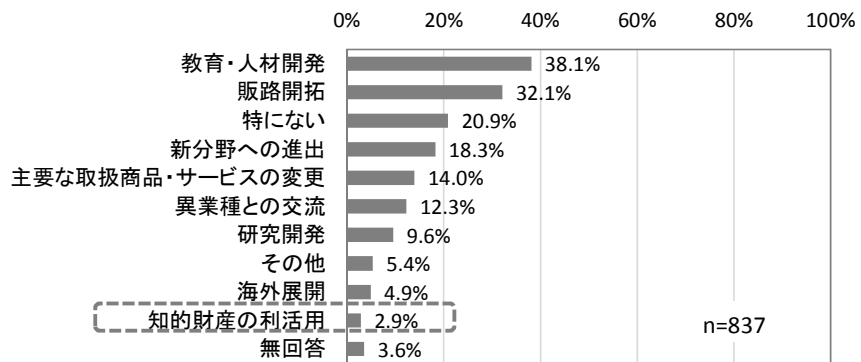


現在連携を行っている事業者の連携内容(複数回答)



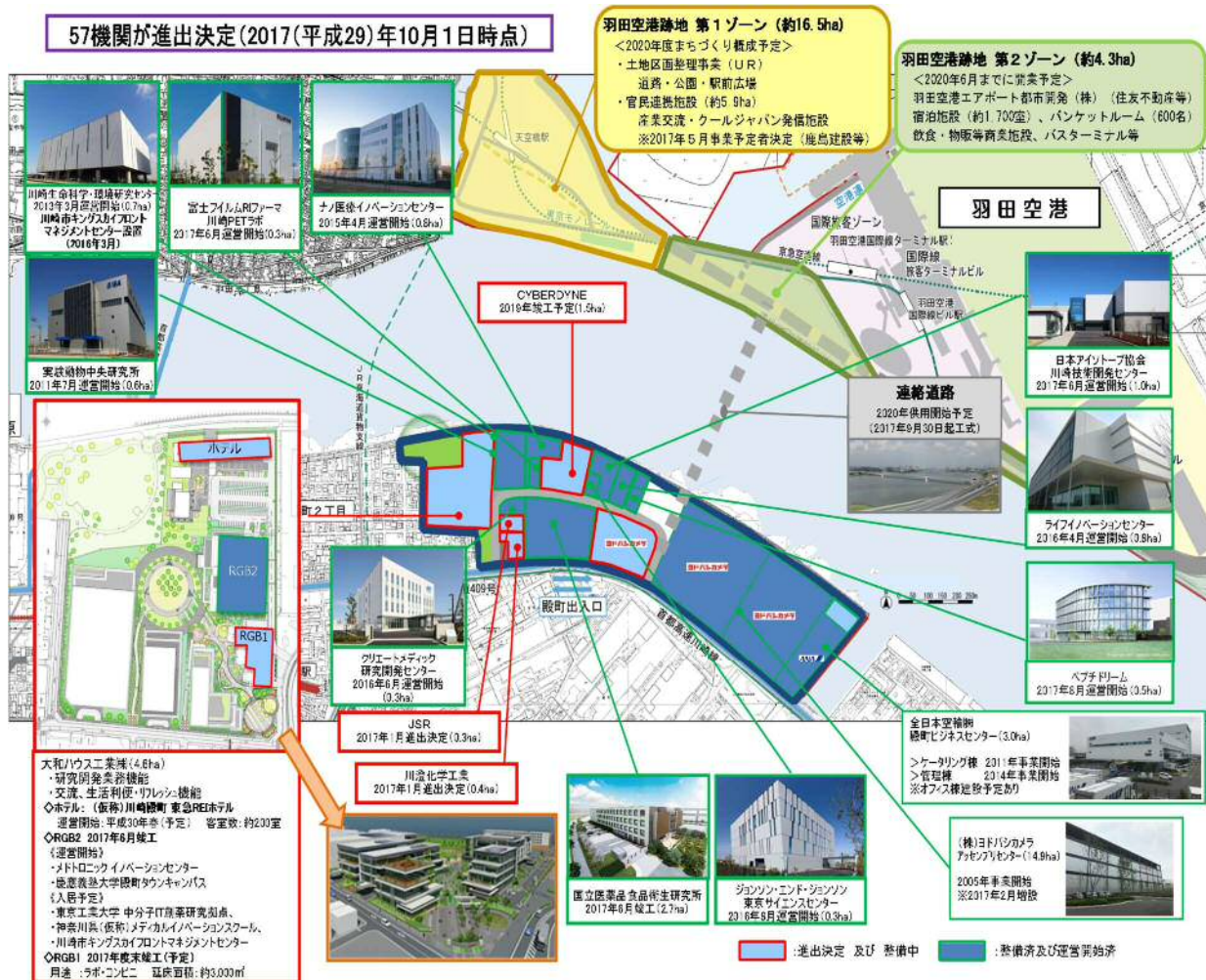
(出所) 川崎市「川崎市産業振興プラン立案にあたってのアンケート調査」(平成29年度)

今後5年間で展望して重点的に取り組みたいこと(複数回答)



(出所) 川崎市「川崎市産業振興プラン立案にあたってのアンケート調査」(平成29年度)

キングスカイフロントの集積状況



一方、「新川崎・創造のもり地区」は、産学公民連携による未来創造拠点として、最先端科学技術や産業を創造する新しい産業クラスターが形成されており、これまで、慶應義塾大学の先導的研究施設「K² (ケイスクエア) タウンキャンパス」、ベンチャービジネス創出支援施設「かわさき新産業創造センター(KBIC)」、「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設(NANO BIC)」が開設されてきました。今後は、新川崎発のオープンイノベーションを創出する「産学交流・研究開発施設 AIRBIC」が2019(平成31)年1月にオープン予定となっており、新川崎・創造のもりの機能がさらに強化されることとなります。



2-2-4 成長分野における産業政策

本市では、本市経済を牽引する成長産業分野として、ライフサイエンス、グリーン、ウェルフェアの3つのイノベーションを推進しています。

生命科学・医療福祉、環境エネルギー、介護等の分野の産業促進が進んでおり、新たなイノベーションの創出が期待されます。

○ライフイノベーションの推進

本市では、ライフサイエンス等の成長産業分野を中心に高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ領域のものづくり技術で優位性を確立し、超高齢社会に対応した付加価値の高い最先端医療産業を創出するなど、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現するための産業育成を進めています。

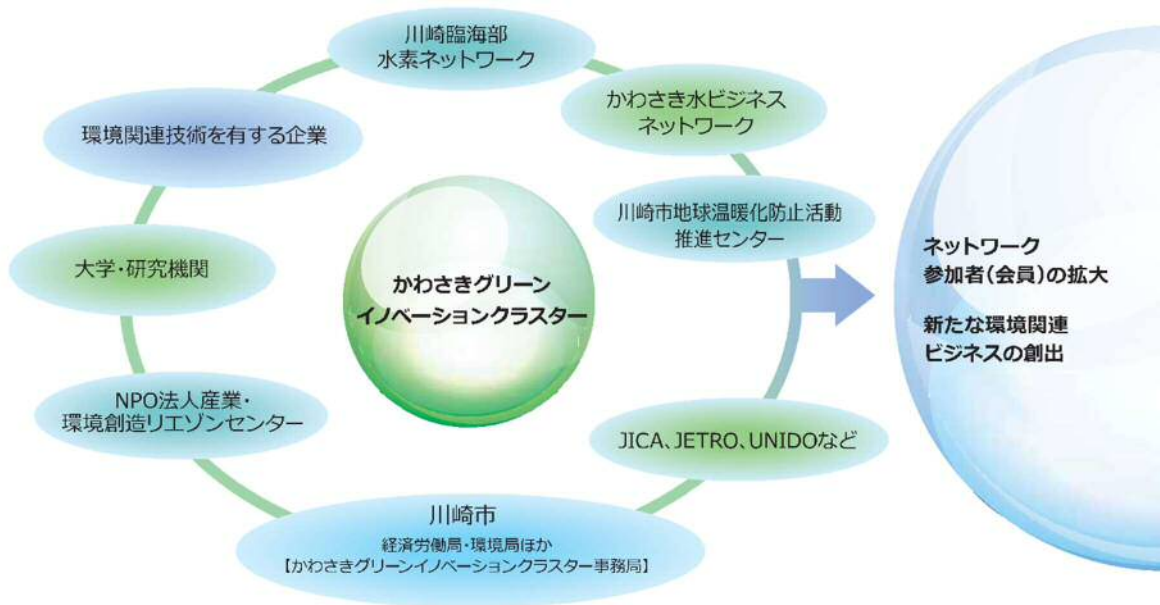
ライフイノベーションの中核施設と位置づけた最先端研究施設「ナノ医療イノベーションセンター (iCONM)」では、難治がんやアルツハイマー病等の診断・治療技術の研究開発が行われ、iCONM の運営に対する指導・助言や入居・誘致支援を通じて、最先端医療関連産業の創出や研究開発の推進を図っています。



ナノ医療イノベーションセンター (iCONM) 外観

○グリーン・イノベーションの推進

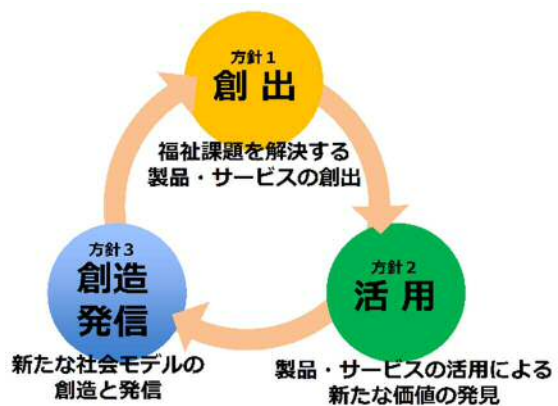
本市では、環境技術・産業の集積を活かし、「環境」と「経済」の調和と好循環の取組や経済・社会の「グリーン化」の一層の推進に向けて、「グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、グリーンイノベーションクラスターなど多様な主体と連携したプロジェクトの展開、情報の共有・発信、リーディングプロジェクトの実施などの取組を推進しています。



○ウェルフェアイノベーションの推進

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値の創造を目指して、2017(平成29)年度から5年間を計画期間とする「第2期ウェルフェアイノベーション推進計画」を策定し、取組を進めています。

約300の企業・福祉事業者・大学・研究機関など様々な主体によるネットワークを形成しながら、将来的な福祉課題に先行的に対応した、当事者視点での新たな製品・サービスの「創出」、「活用」を通じて、新たな社会モデルを「創造・発信」する好循環を構築していく取組を進めています。



本市が第2期ウェルフェアイノベーション推進計画で取り組む3つの方針

2-3 これまでの取組実績と課題

前回策定した知的財産戦略においては、①「地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。」、②「知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。」の2つを基本方針として設定し、知的財産に関する事業に取り組んできました。

①については、知的財産の創造・保護・活用の視点、②については、人材育成・普及啓発の視点から主な事業についてのこれまでの取組実績と課題を整理しました。

2-3-1 知的財産の創造

(1) 主な事業の取組実績

本市では、市内中小企業等の知的財産の創造を支援・促進することを目的に、以下のよう取組を主に実施してきました。

○産業デザインコンペの実施

付加価値の高いオリジナルブランドの製品づくりを支援するため、市内企業からデザイン課題を公募し、応募作品の商品化を目指す「かわさき産業デザインコンペ」を実施しました。

○ブランド化の支援

「川崎ものづくりブランド」の工業製品の認定制度、市内最高峰の匠「かわさきマイスター」の認定制度、福祉製品の独自規格「かわさき基準（KIS）」の認証などにより、優れたものづくり製品・技術の価値を高め、広めていく取組を実施しました。

「川崎ものづくりブランド」は、2004（平成16）年度から78件が認定され、「かわさきマイスター」は、1997（平成9）年度から69職種91名が認定、「かわさき基準（KIS）」は、2008（平成20）年度から196件が認定されています。



○産学官研究開発体制の構築

公益財団法人川崎市産業振興財団が有する産学官ネットワークとコーディネート支援機能を活かし、中小企業・大学等の連携による戦略的な研究開発プロジェクトの創出を図りました。

○研究開発の支援

市内中小企業が行う新技術・新製品開発や大学等との共同研究開発に要する経費に対して、補助金を交付することにより、市内中小企業の研究開発能力の向上及び競争力強

化を図りました。1997（平成9）年度より開始している、新技術・新製品開発等支援事業補助金の助成件数は、累計114件となっており、2002（平成14）年度より開始している、産学共同研究開発プロジェクト補助金の助成件数は、累計56件となっています。

また、環境分野においては、産学公民連携による共同研究を実施し、環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機を創出することで環境技術等の研究・開発を支援しました。

（2）課題

以上のように、市内中小企業が行う新技術・新製品開発や産学官連携による共同開発等を推進する取組を実施してきたところですが、市内企業へのアンケート調査結果のとおり、市内中小企業の知的財産活動は十分に行われている状況にはありません。

市内中小企業による新たな製品・サービスの実用化や新産業の創出を一層加速化させるためには、第4次産業革命(Society5.0)の進展をはじめとする技術発展を見据えた産学連携・産産連携等のオープンイノベーションの推進による研究開発への支援や環境整備に向けた取組を実施し、自社製品開発、技術の高付加価値化、新分野進出等、既存企業の活性化、ベンチャー企業の支援、創業の促進を強化することが課題となっています。

また、国の「知的財産推進計画2017」が掲げるコンテンツ産業などについて本市の状況を踏まえたうえで、市内での展開の可能性を検討していく必要があります。

2-3-2 知的財産の保護

（1）主な事業の取組実績

本市では、市内中小企業等の知的財産の保護を図ることを目的に、以下のような取組を主に実施してきました。

○窓口相談、専門家派遣及び企業訪問の強化

知的財産に関する窓口相談を実施するとともに、公益財団法人川崎市産業振興財団職員やコーディネータ、市職員による「出張キャラバン隊」などの企業訪問活動や専門家派遣によって、中小企業に対する知的財産に関する助言や知的財産戦略策定の支援を実施しました。

○海外特許の出願支援

中小企業の国際競争力の向上を図るため、優れた技術を有し、それらを外国において広く活用しようとする中小企業に対して、海外特許の出願支援を行いました。2011（平成23）年度から開始して、累計で36社（41件）の出願を支援しました。

（2）課題

以上のように、財団職員、コーディネータ、市職員等が直接企業を訪問するほか、専門家を派遣することにより、知的財産に関する各種支援施策の情報提供や、知的財産戦略策定支援等を進めてきました。また、海外において優れた技術を活用しようとする中小企業に対しては、海外特許の出願支援を行いました。

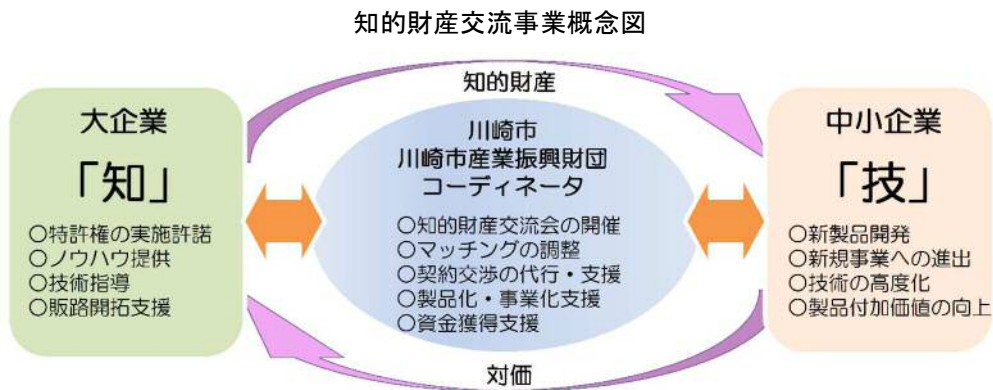
市内中小企業の中には、知的財産の担当部門や専門人材を有しない企業が多くあると考えられるため、今後も引き続き「出張キャラバン隊」等による訪問活動を実施し、知的財産に関する助言を行っていくことや、知的財産戦略策定支援を強化していく必要があります。

また、中小・ベンチャー企業に対して、自ら創造した知的財産によって競争力の強化が図れるように適切な保護を促すとともに、知的財産の権利化・保護のために各種支援策の積極的な活用を促進していく必要があります。

2-3-3 知的財産の活用

(1) 主な事業の取組実績

本市と公益財団法人川崎市産業振興財団では、大企業等が保有する特許等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の自社製品開発や新事業創出を総合的に支援することを目的に、以下のような取組を実施しました。これらの取組は「川崎モデル」として全国的に注目・評価され、国の「知的財産推進計画 2015」に川崎モデルの知的財産交流事業が紹介されました。



○知的財産交流会（知的財産マッチング支援）の実施

知的財産交流会は、大企業の保有する特許を中小企業へ移転し、中小企業の新製品開発をサポートする取組であり、2007(平成 19)年にモデル事業としてスタート、2008(平成 20)年からは重点事業として実施しています。参加する大企業の数も年々増加しており、これまで 30 社の大企業が参加しています。

こうした大企業とのネットワーク拡大を背景に、本市と公益財団法人川崎市産業振興財団が一体となって、“契約はゴールではなくスタート”という合言葉の下、マッチングから製品化、販路開拓、プロモーションまで一貫した伴走型の支援を実施してきた結果、これまで大企業と中小企業との間で 29 件のマッチング成果が生まれ、このうち 20 件が製品化しています。(平成 29 年 10 月末現在)

(自治体間連携の取組)

知的財産交流会では、地域を越えた広域自治体間連携の取組も進んでおり、2015（平成 27）年度より、国（特許庁等）の補助事業や委託事業の採択を受け、宮崎県、愛知県、静岡県富士宮市、新潟県柏崎市などの自治体と連携し、全国各地で知的財産交流会を継続的に開催しています。連携する地域も年々増え、全国の大企業、中小企業との「顔の見えるネットワーク」が広がることで、市内中小企業とのビジネスマッチングの機会が増加しています。



宮崎県との協定締結式

(金融機関と連携した取組)

知的財産交流会は金融機関との連携も進んでおり、2017(平成 29)年度は、川崎信用金庫や東京 T Y フィナンシャルグループと連携して知的財産交流会を開催しました。金融機関との連携を推進することで、中小企業に対する地域からの支援と「顔の見えるネットワーク」の拡大が進んでいます。



東京 T Y フィナンシャルグループとの協定締結式

○知的財産シンポジウムの開催

知的財産シンポジウムは、知的財産交流会の概要や大企業、大学、研究開発機関等のシーズを中小企業に紹介し、中小企業の知的財産活用への関心を高める取組であり、重点事業の一つとして実施しています。

知的財産交流会に新たに参加した大企業を中心に、保有する開放特許や技術シーズに関するプレゼンテーションと個別マッチングを行い、中小企業の新製品開発や新事業の創出を促進しました。



知的財産シンポジウムの様子

(2) 課題

以上のように、知的財産交流会や知的財産シンポジウム開催などの取組を進めてきた結果、大企業等が保有する特許や技術等の知的財産を中小企業に移転し、新製品開発等の新事業展開が進むなど、市内中小企業と大企業や研究開発機関等の連携が促進されています。

今後も引き続き、中小企業と大企業や市内で集積が進む研究開発機関等とのマッチング機会を拡大し、製品化の実績を蓄積していくことが重要です。

そのためには知的財産交流会に参加する大企業を増やし、中小企業が求める技術シーズのバリエーションを拡充するほか、広域自治体間連携による知的財産交流会を通じて、全

国規模で知的財産交流のネットワークを広げ、大企業から中小企業への技術移転だけでなく、中小・ベンチャー企業の革新的な技術やノウハウを大企業に提案していくことも必要です。

また、こうしたマッチングから生まれた様々な製品や技術の市場化、ブランド化に向けて、出口面での支援を強化していく必要があります。国内はもとより海外に向けて成果を情報発信し、販路開拓や次なる事業創造に繋げていくことが重要です。

さらに、知的財産の活用を進めている中小・ベンチャー企業では、独自に知的財産戦略を策定し、自社の経営資源を知的財産として見える化あるいは権利化することで、販路開拓や他社との業務提携を実現したり、自社固有の技術やノウハウを営業秘密としてブラックボックス化し、模倣品対策や競争力強化につなげています。こうした知的財産活動を積極的に行っている中小・ベンチャー企業を評価し、融資の判断につなげるなど、金融機関との連携をさらに強化していく必要があります。

2-3-4 人材育成・普及啓発

(1) 主な事業の取組実績

本市では、知的財産人材の育成と知的財産の意識啓発を図ることを目的に、以下のような取組を実施してきました。

○知的財産スクールの開催

知的財産に関する体系的な知識を習得するためのカリキュラムを開発し、「知的財産スクール」を実施することにより、知的財産人材を育成し、知的財産を戦略的に活用した経営手法の中小企業への浸透を図りました。



知的財産スクールの様子

○知的財産に関するセミナー及び研究会等の実施

中小企業を対象とする知的財産に関する基本的な知識や制度改正をテーマとした各種セミナーや、中小企業における知的財産戦略の重要性の理解を深めるとともに、特許を活用した事業化の際の問題点や解決方法を学ぶ研究会を実施し、中小企業の知的財産人材の育成を図りました。

(2) 課題

以上のように、中小企業に対して、知的財産に関する専門人材育成に資する知的財産スクールやセミナー、研究会等の取組を進めてきました。

本市が知的創造サイクルを確立し、知的財産を産業振興につなげていくためには、市内中小企業の知的財産戦略を担う専門人材を育成するとともに、企業を支援する行政、支援機関、金融機関の職員も、知的財産の価値を認識し尊重する風土を醸成することが重要です。その実現のためには、中小企業における知的財産の管理・活用の意識啓発を図るべく知的財産スクールの実施や、知的財産をより多く生み出す人材を育てていくため、教育現場等において知的財産の創造の源となる科学技術に触れる機会を提供するなど知的財産教育を行うことが重要です。

市民一人一人が知財人材を目指した系統的な教育の実施、社会との関わりや知識の活用を視野に入れた人材育成および基盤整備を行っていく必要があります。

第3章 施策の方向性

本市では、知的財産戦略の実現に向けた基本方針を踏まえ、以下の7つの施策に取り組み、知的創造サイクルの推進、知的財産を尊重する風土の醸成、知的財産交流の推進に取り組みます。



基本方針1：知的創造サイクル（創造・保護・活用）の推進

(1) 新技術・新製品開発支援

科学技術の発展や、企業間競争の激化等に伴い、中小・ベンチャー企業が単独で新技術・新製品の開発を行うことは資金面でも人材面でも困難になってきているため、企業間や大学等、産学官の連携によるオープンイノベーションの推進や研究開発の効率化、ICT基盤技術の高度化等を図ります。

また、市内企業の製品開発や技術開発を支援し、付加価値の高いオリジナルブランド製品を開発し、製品やサービス、技術の競争力を高めます。

(2) 相談・コンサルティング

市内中小企業の中には、知的財産の重要性は認識しつつも、知的財産に関する人材や手続きに関するノウハウが蓄積されていない企業が多くあると考えられます。そのような企業に対して、特許情報の活用や特許出願の相談、知的財産の権利化・保護、さらには知的財産戦略の策定など、知的財産に関する施策の紹介や助言を行います。

(3) 国際化支援

近年、経済のグローバル化の進展等に伴い、中小企業においても海外進出する企業が増えていますが、中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、海外ビジネスなどに関する情報サービスの提供などを行います。

また、拡大するアジア市場への販路開拓や環境・医療機器産業等の成長市場などへの市内企業の海外展開を促進します。

基本方針 2：知的財産を尊重する風土の醸成

(4) 人材育成

市内中小企業の中には、知的財産の担当部門や専門人材を有しない企業が多くあると考えられます。そのような企業が、知的財産戦略の重要性への理解を深め、経営戦略に知的財産の視点を活かすことができるよう、知的財産や知的財産制度に関する知識の習得に向けた知的財産スクールやセミナー等を実施し、知的財産人材の育成を図ります。

また、知的財産をより多く生み出す人材を育てていくためには、教育現場においても科学技術に触れる機会を提供することが必要です。発達の段階に応じた系統的な科学技術・知的財産教育を実施し、市民一人一人が知的財産への理解を深めるための機会を提供します。

(5) 知的財産モラルの醸成・発信

本市における知的創造サイクルを確立し、知的財産を産業振興につなげていくためには、知的財産や科学技術の重要性を認識し、尊重する意識を、企業や大学のみならず、市民に対しても普及啓発する場や機会を提供していきます。

また、知的財産は企業活動だけでなく、行政運営や市民活動など他の部局においても多岐にわたって絡むことから、行政の職員が知的財産の重要性を認識し、知的財産の管理・活用に関する知識を習得することができる機会をつくります。

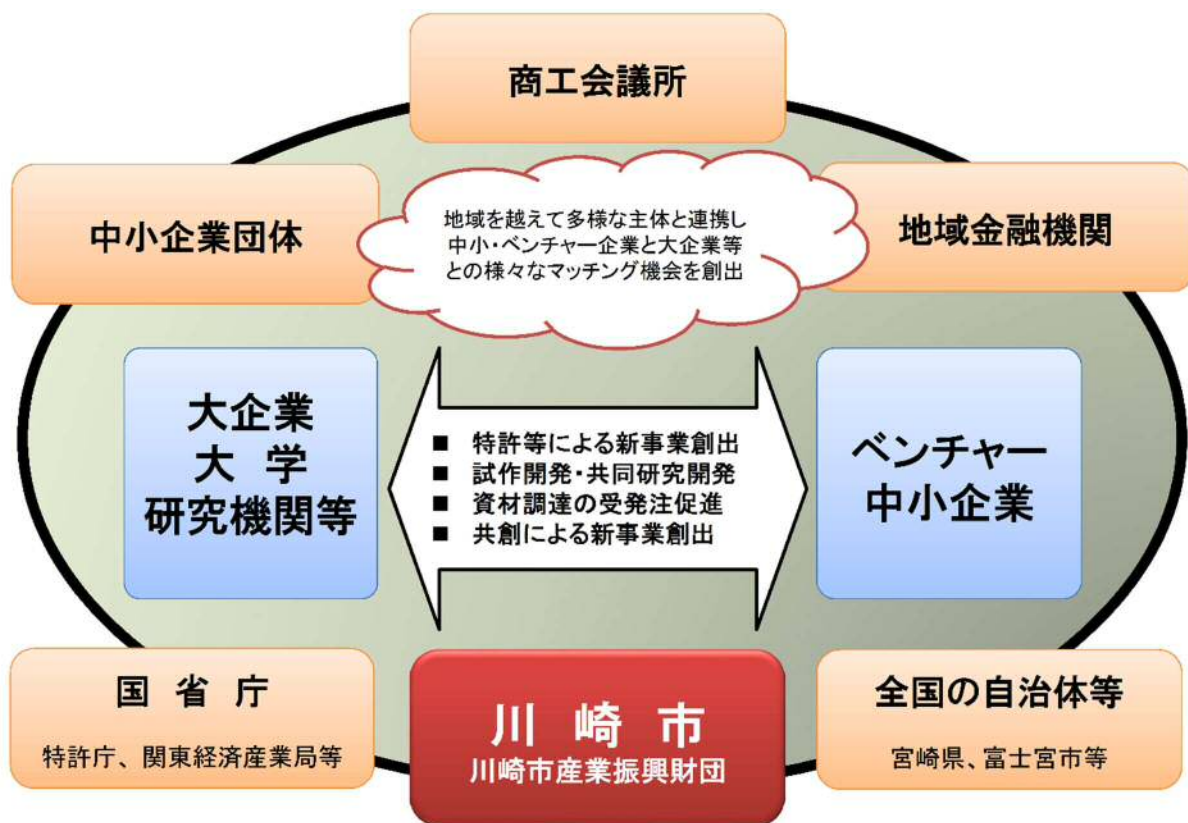
基本方針 3：川崎モデルの知的財産交流の推進

(6) 技術移転・交流促進

近年、経済のグローバル化の進展や企業間競争の激化等に伴い、技術開発のスピードが高まる一方で、製品ライフサイクルは短くなっており、企業には優れた新製品をこれまで以上に早く市場に投入していくことが求められています。このような状況下において、経営資源に限りのある中小・ベンチャー企業が必要な技術を全て自前で開発するのが難しくなっていることから、知的財産交流会などを通じて、大企業や研究機関等の開放特許や技術シーズ等を活用した製品開発の支援を行います。

国（特許庁、関東経済産業局等）や全国の自治体等との連携により、知的財産交流会に参加する大企業・研究機関等とのネットワークを広げるとともに、市内中小企業と濃密なネットワークを有する商工会議所、金融機関、中小企業団体等と面的な連携を図ります。広域的な連携にあたっては、各地域のネットワークのハブとしての役割を担うことが期待される地方自治体や金融機関等との連携を通じて、様々な地域が相互につながる知的財産交流のネットワークの拡大を図り、ビジネスマッチング機会の拡大につなげます。

また、中小・ベンチャー企業が保有するイノベティブな技術等を大企業側に提案し、新たなビジネス開発や事業化につなげたり、大企業や研究機関等が抱える技術課題や試作開発ニーズに対応できる中小企業とのマッチングを行うなど、大企業と中小・ベンチャー企業が双方向に交流できるスキームを構築します。



(7) 事業化支援

市内企業の優れた製品やものづくり技術を地域ブランド化の推進や工業見本市の開催等によって、本市から国内外へ積極的に情報発信し、販路開拓や市場拡大を支援します。

また、自治体間連携による広域での知的財産交流会をきっかけに、全国に広がる大企業や中小企業との顔の見えるネットワークを活かして販路開拓のマッチングを行うなど、市場化に向けた出口面での支援を行います。

また、国内のみならず海外を見据え、ライフイノベーション、グリーンイノベーション、ウェルフェアイノベーションによる成長産業分野での知的財産交流を促進し、世界に貢献する製品や技術の創造を目指します。

さらに、優れた技術やビジネス・アイデアを保有する市内企業に対し、資金面の不足を補うため、金融機関や信用保証協会との協調による融資制度の利用促進、ベンチャーキャピタルとの連携や、知財を活用したビジネスが金融機関において適切に評価されるための周知活動を実施するなど、金融機関との連携を強化します。

以上、7つの施策の方向性に基づき、川崎市知的財産戦略推進プログラムの取組を実施します。特に、本市の特徴である「川崎モデル」と言われている知的財産交流事業については、地域を超えた広域自治体間連携や金融機関との連携により、「顔の見えるネットワーク」を広げるとともに、新たな視点として、中小・ベンチャー企業の技術やノウハウを大企業に提案していく取組を実施していきます。これらの事業を実施することで「オープンイノベーション都市かわさき」の実現を目指します。

用語集

川崎市知的財産戦略における用語等の意味は、以下のとおりです。

あ行

- **アライアンス**
複数の企業が提携し、共同で事業を行うこと。
- **イノベーション**
新市場や新製品、新技術の開発やビジネスモデル等の革新を図ること。
- **イノベティブ**
革新的な、刷新的な、を意味する言葉。
- **インキュベーションスペース**
起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。
- **ウェルフェアイノベーション**
産業と福祉の融合により、新たな活力と社会的価値の創造を図る取組。
- **オープンイノベーション**
企業が他の企業や大学、研究機関などと協同し、新たな製品やビジネスを創出すること。

か行

- **開放特許**
特許権者、または出願人が第三者に対し、開放（ライセンス契約、譲渡等）する意思のある特許。
- **かながわサイエンスパーク/KSP**
高度先端企業や研究機関が集積する都市型サイエンスパーク。
- **技術シーズ**
研究開発や新製品・事業を創出する上で必要となる技術。
- **キングスカイフロント**
世界的な成長が見込まれるライフサイエンス・環境分野を中心に、世界最高水準の研究開発から新産業を創出するオープンイノベーション拠点。「キング (King)」は、「Kawasaki INnovation Gateway」の頭文字と「殿町」の地名に由来。

- **グリーン・イノベーション**
環境技術・環境産業を活かしたサステナブル・シティ（持続可能な都市）の創造のに向けた取組。
- **クリエイター**
創造的な仕事に携わる人の総称。
- **グリーンイノベーションクラスター**
産学官民の連携による環境改善の取組を通じ、産業振興と国際貢献を推進して新たな社会の形成を目指すネットワーク。
- **コンテンツメディア**
自らニュースや情報を編集して提供するメディア。

さ行

- **産業クラスター**
新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態。
- **シーズ**
企業が保有する事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウ。
- **市内総生産**
一定期間内における市内で新たに生み出された付加価値の総額。
- **新川崎・創造のもり**
産業界、大学、行政及び市民の連携により、未来を支える科学・技術や新しい産業の創造と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指す研究開発拠点。「K²（ケイスクエア）タウンキャンパス」、「KBIC（ケービック）」、「ナノ・マイクロ産学官共同研究施NANO BIC（ナノビック）」の3つの施設が立地。2019（平成 31）年1月には新たな産学交流・研究開発施設「AIRBIC（エアビック）」もオープン予定。
- **製品ライフサイクル**
製品が市場に投入されてから衰退していくまでのサイクル。

た行

- **第4次産業革命**
あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータを、人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につなげる動き。
- **知的財産立国**
2002(平成14)年に打ち出された国家戦略の一つで、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、「ものづくり」に加えて、技術・デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済社会の再活性化を図るというビジョン。
- **テクノハブイノベーション川崎(THINK)**
本市の方針のもと、民間主導により川崎臨海部渡田地区で進められているサイエンスパーク。JFEグループの既存研究開発施設をフル活用して、新事業の創出、新分野への支援や産学連携共同研究の実現を目指している。
- **デジタルアーカイブ**
有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信すること。
- **デジタルコンテンツ**
コンピュータ等のデジタル機器で再生できる文章、画像、動画などの情報。
- **デジタル・ネットワーク社会**
情報通信技術の急激な進展により、世界中のコンピュータがネットワークによってつながるようになった現代を総称する言葉。

は行

- **ビジネス環境のフラット化**
情報通信技術の急激な進展により、世界中のあらゆる場所にいる人との共同作業が可能になることを意味する言葉。
- **ビジネスマッチング**
企業の事業活動のためにパートナーを探したり、紹介する支援サービス。
- **プレゼンス**
存在、存在感。

- **ベンチャー企業**
革新的なアイデアや技術を基に、新たな製品・サービスやビジネスモデルを展開する企業。

ま行

- **未来投資戦略2017**
必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会「Society5.0」の実現を目指した政府施策。

ら行

- **ライフサイエンス**
生物が営む生命現象の複雑かつ精緻なメカニズムを解明することで、その成果を医療・創薬の飛躍的な発展や、食料・環境問題の解決など、国民生活の向上及び国民経済の発展に大きく寄与するものとして注目を浴びている分野。
- **リーディングプロジェクト**
事業全体を進める上で先導的な役割を果たすプロジェクト。

A B C

- **AI**
「Artificial Intelligence」の略で、人工知能を意味する言葉。
- **CAD/CAM**
コンピュータを利用し、設計・生産を一貫して行う技法。CAD(Computer Aided Design)はコンピュータ援用設計、CAM(Computer Aided Manufacturing)はコンピュータ援用製造の意味。
- **ICT**
「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を意味する言葉。
- **Society5.0**
必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会のこと。

➤ VC(ベンチャーキャピタル)

成長性の高いベンチャー企業が発行する株式への投資などによって資金を提供する企業または機関。株式の上場による値上がり益を主たる収益源とする。

付属資料

1 策定の経過

川崎市知的財産戦略及び推進プログラムの改定に当たっては、学識経験者、事業者、行政等で構成される「川崎市知的財産戦略及び推進プログラムに関する懇談会」を設置し、ご意見をいただくとともに、市民等からの幅広い意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

日程	名称	内容
平成 29 年 10 月 16 日	川崎市知的財産戦略及び推進プログラムに関する懇談会	川崎市知的財産戦略及び推進プログラムの改定について
平成 29 年 11 月 7 日	川崎市知的財産戦略及び推進プログラムに関する懇談会	川崎市知的財産戦略及び推進プログラムの改定について
平成 29 年 11 月 27 日 ～平成 30 年 1 月 5 日	パブリックコメント	「川崎市知的財産戦略及び推進プログラム」(案)に関する意見募集について

2 川崎市知的財産戦略及び推進プログラムに関する懇談会委員名簿

鮫島 正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー
平井 和夫	株式会社 J K B 会長
星野 妃世子	株式会社スタックス 代表取締役社長
広瀬 勇一	富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 知的財産イノベーション統括部ビジネス開発部 部長
穂坂 道子	日本弁理士会 関東支部 神奈川委員会 委員長
高橋 真木子	金沢工業大学大学院 教授
早川 伸治	川崎信用金庫 業務部 部長
片桐 保	関東経済産業局 産業技術課 知的財産室 室長
高橋 光一	公益財団法人川崎市産業振興財団 知的財産コーディネータ

(順不同・敬称略)

川崎市知的財産戦略

— 2018（平成 30）年度～2025（平成 37）年度 —

問い合わせ 川崎市経済労働局産業政策部企画課オープンイノベーション推進担当

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2

川崎フロンティアビル 10 階

電話 044-200-3896 FAX 044-200-3920

e-mail 28kikaku@city.kawasaki.jp
